

第4次さっぽろ 子ども 未来プラン

令和2年度～令和6年度



札幌市

令和2年(2020年)3月

はじめに

札幌市では、平成16年9月に子ども・子育て支援分野の総合計画として「さっぽろ子ども未来プラン」を策定し、これまで2度の改定を行い、社会全体で子ども・子育て家庭を支えるための取組を進めてまいりました。

この間、札幌市で1年間に生まれる子どもの人数は、10年前と比べて1,000人以上減少するなど少子化が急速に進んでおり、札幌市の人口はここ数年のうちに減少局面に転じることが見込まれています。その一方で、女性の就業率の高まりに伴い、保育ニーズは増加を続けていることなど、子どもとその子育て世帯を取り巻く環境は大きく変化しており、多様な保育サービスの提供やそこで働く保育人材の確保に向けた支援、仕事と子育ての両立支援などの取組の必要性が増大してきました。

また、札幌市では、平成21年4月に「子どもの最善の利益を実現するための権利条例」を施行し、かけがえのない存在である子どもたちが、健やかに成長していくための環境の充実に取り組んでまいりました。一方、児童虐待の認定件数が増加傾向にあるほか、令和元年6月には札幌市内で2歳の女の子がお亡くなりになるという重大事案も発生しており、このような事が二度と起こらないような対策に取り組んでまいります。

こうした課題や市民の皆様からの御意見を踏まえ、この度、第4次となる「さっぽろ子ども未来プラン」を策定しました。本プランでは、これまで以上に社会全体で子ども、子育て家庭を支えるという決意を込めて、地域の社会資源の活用や、組織横断的な取組を基本的な視点に位置付けております。札幌で子育てをして良かったと皆様に思っただけのよう、全庁を挙げて、子どもの視点に立ったまちづくりを積極的に進めてまいります。

最後に、この計画策定に当たり、札幌市子ども・子育て会議や札幌市子どもの権利委員会の委員を始め、アンケート調査やグループヒアリングに御協力いただいた方々、パブリックコメントに意見を寄せていただいた子どもたちや多くの市民の皆様、関係機関、団体の方々から多大な御協力を賜りましたことに、心からお礼を申し上げます。

令和2年（2020年）3月



札幌市長 秋元克広

CONTENTS [目次]

第1章 計画の策定	1
1 計画策定の背景及び趣旨	1
2 計画の位置付け	3
3 計画の対象	3
4 計画期間	3
第2章 札幌市の現状	4
1 前計画の実施状況	4
(1) 計画全体の成果指標の達成状況	5
(2) 各基本目標の主な取組結果	5
(3) 前計画の総括	12
2 札幌市の子ども・子育ての現状	13
(1) 子ども・若者を取り巻く現状	13
(2) 子育て家庭の現状	29
第3章 計画の推進体系	41
1 基本理念	41
2 基本的な視点	41
3 子どもが考える未来のさっぽろ	44
4 基本目標	45
5 成果指標	45
(1) 計画全体の指標	45
(2) 基本目標ごとの指標	46
(3) 主要な活動指標	47
第4章 具体的な施策の展開	50
1 計画体系	50
2 基本目標ごとの施策の展開	51
基本目標1 子どもの権利を大切にする環境の充実	51

<現状と課題>	51
基本施策1 子どもの権利を大切にす意識の向上	53
基本施策2 子どもの参加・意見表明の促進	56
基本施策3 子どもを受け止め、育む環境づくり	59
基本施策4 子どもの権利侵害からの救済	63
基本目標2 安心して子どもを産み育てられる環境の充実	66
<現状と課題>	66
基本施策1 高まる保育ニーズへの対応	67
基本施策2 社会全体での子育て支援の充実	71
基本施策3 妊娠期からの切れ目のない支援の充実	75
基本施策4 経済的支援の充実	78
基本目標3 子どもと若者の成長と自立を支える環境の充実	80
<現状と課題>	80
基本施策1 充実した学校教育等の推進	81
基本施策2 放課後の子どもの遊び場・生活の場の提供	84
基本施策3 地域における子どもの成長を支える環境づくり	87
基本施策4 次代を担う若者への支援体制の充実	92
基本目標4 配慮を要する子どもと家庭を支える環境の充実	94
<現状と課題>	94
基本施策1 児童相談体制の強化	96
基本施策2 障がい児、医療的ケアを必要とする子どもへの支援の充実	102
基本施策3 子どもの貧困対策の推進	105
基本施策4 ひとり親家庭への支援の充実	107
基本施策5 子どもを受け入れる多様性のある社会の推進	109

第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に関する需給計画 **110**

1 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に関する需給計画について	110
2 教育・保育提供区域の設定	110
3 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業	110
(1) 教育・保育	110
(2) 地域子ども・子育て支援事業	111
4 教育・保育の提供（「量の見込み」及び「確保方策」）	112
(1) 「量の見込み」の基本的な考え方	112
(2) 提供体制（供給量）の「確保方策」の基本的な考え方	112

(3) 教育・保育の「量の見込み」及び「確保方策」(全市)	115
5 地域子ども・子育て支援事業の提供（「量の見込み」及び「確保方策」）	118
(1) 利用者支援に関する事業	118
(2) 時間外保育事業	119
(3) 放課後児童健全育成事業	120
(4) 子育て短期支援事業（ショートステイ）	121
(5) 地域子育て支援拠点事業	121
(6) 一時預かり事業（幼稚園型）	122
(7) 一時預かり事業（幼稚園型を除く。）、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業を除く。）、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）	123
(8) 病児保育事業、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）	124
(9) 子育て援助活動支援事業（就学後）	125
(10) 乳幼児家庭全戸訪問事業	125
(11) 養育支援訪問事業及び要保護児童対策協議会その他による要保護児童等に対する支援に資する事業	126
(12) 妊婦に対して健康診査を実施する事業	126
6 提供区域ごとの「量の見込み」及び「確保方策」	127

第6章 計画の推進体制 157

1 計画の推進体制	157
(1) 附属機関等による点検・評価の実施	157
(2) 庁内での推進体制の確立	157
2 計画の見直し	157

参考資料 158

1 計画の策定経過	158
2 附属機関について	159
3 各種調査結果	161
(1) 札幌市就学前児童のいる世帯を対象としたニーズ調査	161
(2) 札幌市子どもに関する実態・意識調査	162
(3) グループヒアリング調査	163
4 子どもからの意見反映（子ども未来委員会「子どもが考える未来のさっぽろ」）	164
5 計画案に対する「市民意見」	165